

コミュニティケア型仮設住宅

Temporary Housing for Community Care

大月敏雄 Toshio Otsuki

連載について

新体制の編集委員会の発足に当たり、「震災復興ブレイクスルー」と題する連載を企画することになった。ここでいう震災とは、もちろん東日本大震災のことである。

すでに本誌上では震災直後からさまざまななかたちでこの震災をめぐる言論が展開されてきた。マスメディアからはなかなか伝わってこない、建築学的観点から見た被災の真実。過去の災害復興と照らし合わせながらの復興のあり方に関する評価や提言。今の時代だからこそ考えなければならぬ、建築を行うことの意味。原発事故といういまだかつて経験したことのない、見えない複雑な課題。建築学会としての提言などなど。

ここ3年の『建築雑誌』をめくってみると、それぞれの立場の識者から実に多様な報告や論考が寄せられていることがわかる。シンポの案内等を含め、震災が語られていなかった号はないといっていくらいた。そして、それはぜひとも必要なことであったと思う。なぜなら、残念ながら、被災地から遠い一般社会を見ていると「震災報道にはもう飽きた」という雰囲気が、日に日に増しつつあるからだ。「飽きた」から「忘れた」になる日も近いように思える。震災は忘却との戦いでもある。忘却されたら必要な予算などつかなくなる。

筆者は、そのディテールが、すでに忘却の彼方に追いやりられようとしている関東大震災の復興機関として設立された財団

法人同潤会の動きと、その成果物である鉄筋アパートや木造復興住宅での長年にわたる住みこなしをたどってきた者であるが、関東大震災に限らず、日本のこれまでの災害復興の経験から学ぶべきものは実にたくさんある。それがうまく整理されていないと、数十年後にそれをたどろうとするときに、大きな困難に直面するという経験をしてきた。

過去の多様で多彩な実践例を知らないと、日本においてわれわれ建築業界の人間がまず直面するのが、「前例主義」である。この主義に則って、あるいはこの主義を隠れ蓑にして仕事をするのは役人に限らない。大学だって、ひょっとすると学会や大企業だってそうかもしれない。「前例がないからそれは難しいです」。これに類する言葉は、建築の提案の場面で建築技術者に日々投げかけられていると思うが、震災復興という緊急局面に至っては、まさにこの主義との戦いの連続であると言っても過言ではあるまい。

だから、今回の東日本大震災震災で、どんな観点から、何が新たに実践されたのかという「前例」を、この連載で陳列しておこうと思う。これまでなかなか実現できなかったが、今回初めて実現しているような現象、つまり、「ブレイクスルー」を一連の復興のプレセスの中から見だし、それを連載という形で2年24回分整理して陳列しておけば、後世の人々が「前例」を探すのに役に立つような記録集が作れるのではないかと、というのが本連載の意図である。

そこでは、何がどんな観点からのブレ

東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授／1967年生まれ。東京大学工学部建築学科卒業。同大学大学院工学系研究科建築学専攻修士課程・博士課程修了。博士（工学）。建築計画。著書に「集合住宅の時間」「消え行く同潤会アパート」ほか

イクスルーであったのか、それを実現するためにはどのような困難を突破しなければならなかったのか、そこから導かれる次への教訓とは何か、などなどの解説が展開される予定である。

以下、まずは卑近な例として、私とその提案に携わったコミュニティケア型仮設住宅を紹介しておこうと思う。とりわけここでは、岩手県釜石市の平田第六仮設住宅団地に実現した「仮設住宅団内に住機能以外の機能を取り込んだ例」を報告したい。

コミュニティケア型仮設住宅

大震災の後に、筆者を含めた東大の高齢社会総合研究機構（IOG：Institute of Gerontology）と岩手県立大学で、仮設住宅の新たな提案をしようということになった。3月中旬に多くの仮設住宅が着工していたが、1点、何か忘れていないかという議論になった。それは住宅だけで仮設住宅地を構成してしまうことの危うさであった。

昭和22年に制定された現行の災害救助法では、「応急仮設住宅」しか建てられないことになっていたのが、戦前の同潤会の仮住宅や木造団地やアパートのように、多様な共益施設（店舗、医務室、授産場、浴場、理髪店など）は建たないことになっている。ただし、集会所や談話室、中越地震からはデイケア機能を兼ね備えた集会所であるサポートセンターやグループホーム型の仮設住宅がようやく法の運用上つくられるようになった。これらも、

過去をきちんと記憶していた関係者たちによる「前例」の記憶の成果であると言える。

そこで今回われわれは、同潤会の例に倣い、仮設住宅に必要な住機能以外の機能をパッケージとしてまとめるという提案を行った。これが可能だったのは、われわれが混成部隊だったからだ。厚労省の通知によるサポートセンターへの補助金、中小企業支援機構による仮設店舗への助成、路線バス停留所の団地内への引き込み、これらの試みは、東大の各学部学科の福祉、都市計画、モビリティの専門家などからなる混成組織だったから、いち早く関連情報を押さえることができたのだ。「普段から、建築以外の方々と付き合い合っていないといけない」と、しみじみ思った次第である。

コンセプトは、仮設といえども医食／職住がセットになったまちづくりをやっておかないといけない、ということである。この案を携え、他の先生方と岩手県の被災地で「営業活動」をした結果、釜石市と遠野市で採用していただいた。特に釜石市では、食／職の領域も確保することができた¹⁾。

「医」の領域であるサポートセンターでは高齢者のケアの場と、診療所が設置できた。おかげで図2のような場面を見撃することができる。

「食／職」は食べるものを売っているお店だけでなく、食べるために必要なお金を稼げる職場、すなわち店舗や事業所の領域である。ここでは、地元で被災した店舗やスーパーや事業所が入った。

そして、「住」の領域では、住棟を向かい合わせにして、住棟間にデッキと屋根からなる第二のリビング的な空間を設



図1 釜石市平田第六仮設住宅配置図[東京大学高齢社会総合研究機構]



図2 サポートセンターからデッキ続きにおばあちゃんを車いすで送るスタッフ



図3 デッキでのやらせの団楽

け、高齢者同士が見守る・見守られるという関係が構築できるようにした。

もちろん、団地のすべての住棟をこのタイプにしたわけではない。被災地における高齢化率を参考に、3割程度のデッキ付き住棟を提案した。残りは、平行配置である（ただし、県が山本理顕さんの提案を容れ、平行配置部分も向かい合わせとなっている）。図3は、そのデッキでの一コマである。この時はNHKの撮影が入ったので、急きょ「やらせ」の団楽を行ってもらったのだが、「いつものようにやってください」といって「やらせた」

写真だ。つまり、通常、本当に「やっている」のであり、こんな空間に育っているという証拠でもある。

ただ、仮設店舗は災害救助法の適用除外だということで、確認申請をとったり公園の使用条例を変更したりと、「平常時対応」を要請されたので、4カ月ほど遅れての竣工となった。「非常時対応」のはずなのに、思わず「平常時対応」に足をすくわれないようにするにはどうしたらいいのかが、今後の課題である。せめて災害救助法で建ててよいとされるものが「応急住宅地」であつたら、事情が違っていたに違いない。